

令和5年度

主要施策の概要

令和5年5月

石川県警察本部

目 次

はじめに	1
第1 石川県警察の現勢	2
1 組織機構	2
2 人員	3
3 機動力	3
第2 令和5年石川県警察運営の指針及び重点目標	4
第3 重点目標に基づく主要施策の概要	5
1 社会の変化に的確に対応するための取組の推進	5
(1) サイバー空間の脅威への的確な対処	5
(2) 社会のデジタル化の進展を踏まえた取組の推進	6
(3) 新しい生活様式や犯罪情勢を踏まえた治安対策の推進	6
2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進	8
(1) 安全安心まちづくりの推進	8
(2) 県民の生活を脅かす生活安全事犯対策の推進	8
(3) 地域警察の対応力の強化	9
3 子供・女性・高齢者を守る取組の推進	10
(1) 人身安全関連事案への迅速かつ的確な対応	10
(2) 子供・女性安全対策の推進	10
(3) 少年の非行防止・保護対策の推進	11
4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙	12
(1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙	12
(2) 重要知能犯の徹底検挙	13
(3) 暴力団犯罪・特殊詐欺等組織犯罪の徹底検挙	14
(4) 検挙力の強化	14
5 交通死亡事故等の抑止	16
(1) 交通安全意識の醸成	16
(2) きめ細かな運転者施策による安全運転の確保	18
(3) 道路交通秩序の維持	18
(4) 交通環境の整備	19
6 テロ・災害等緊急事態への的確な対処と大規模警備諸対策の推進	21
(1) テロ対策の推進	21
(2) 災害対策の推進	22
(3) 大規模警備諸対策の推進	23
7 犯罪被害者等支援の充実	24
(1) 犯罪被害者等の視点に立った施策の推進	24
(2) 基盤整備と県民の理解の増進	24
8 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進	26
(1) 警察力の充実強化	26
(2) 県民の立場に立った警察活動の推進	28
第4 警察予算	29
1 警察費の概要	29
2 主要事業	29
3 令和5年度実質当初予算警察本部主要事業の概要	31

第5	各種統計資料（令和4年）	33
1	警務部関係	33
2	生活安全部関係	34
3	刑事部関係	37
4	交通部関係	42

はじめに

最近の治安情勢をみると、刑法犯認知件数は戦後最多であった平成15年の2割程度にまで減少し、検挙率も上昇傾向にあるほか、交通事故発生件数、死者数及び負傷者数が減少傾向にあるなど、一定の改善がみられる。

しかしながら、高齢者を中心に大きな被害が生じている特殊詐欺をはじめ、サイバー犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案及び児童虐待は後を絶たないほか、子供が被害者となる重大事故の発生や自然災害の激甚化・頻発化など、依然として予断を許さない状況にある。

一方で、科学技術の急速な発展や、政府を挙げてのデジタル社会形成に向けた施策の推進及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした「新しい生活様式」の定着は、社会に大きな変革をもたらしている。

こうした社会情勢の変化を的確に把握し、県内の治安上の課題に柔軟かつ適切に対応するためには、警察機能を最大限に発揮できる高い規律と士気を有する力強い警察を確立し、県民の期待と信頼に応えなければならない。

よって、令和5年石川県警察運営の指針を

「県民の期待と信頼に応える力強い警察

～安全で安心して暮らせる石川の実現～」

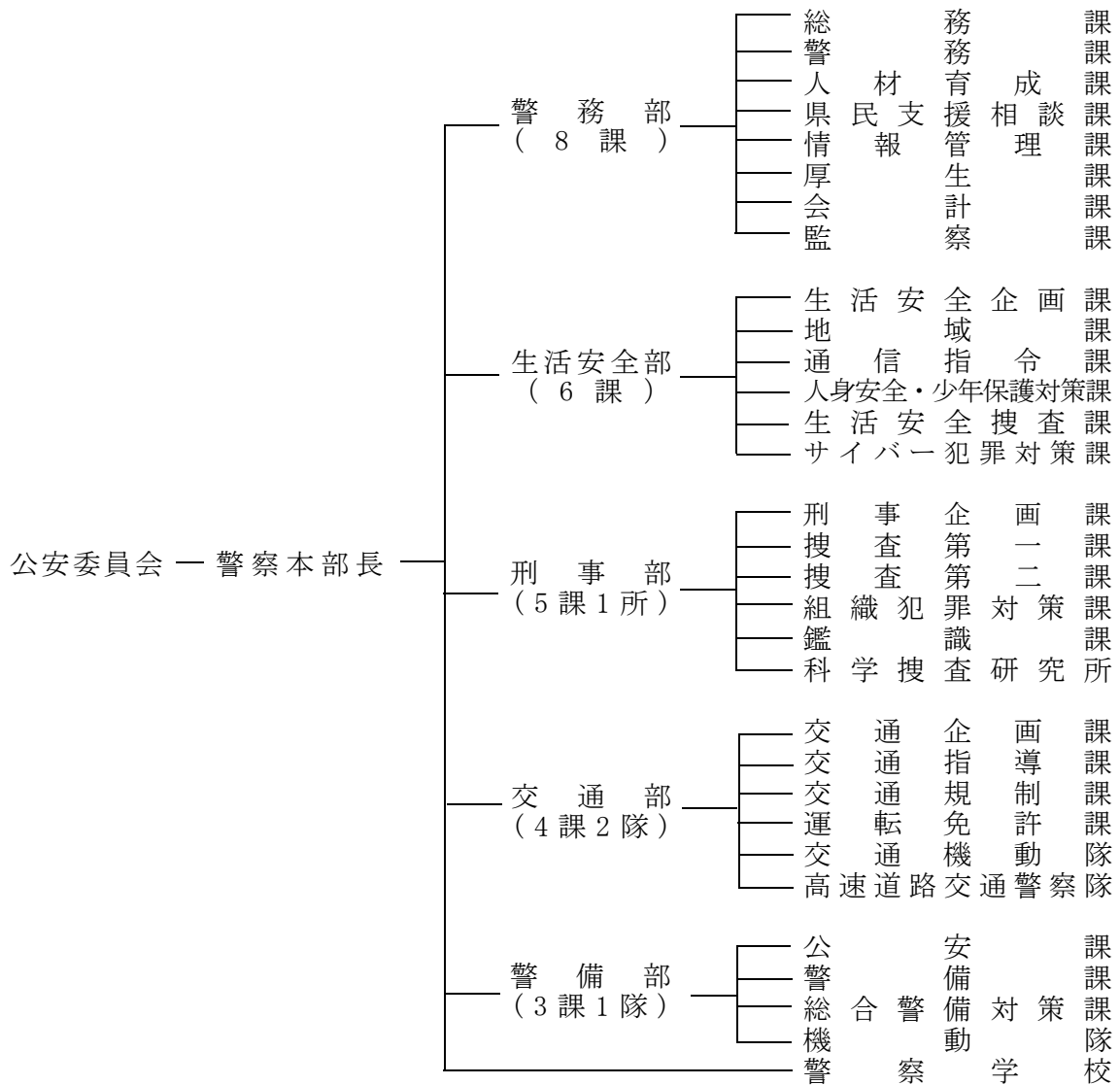
としたものである。

第1 石川県警察の現勢

1 組織機構

(1) 警察本部

(令和5年4月1日現在)



(2) 警察署

(令和5年4月1日現在)

署別	金沢中	金沢東	金沢西	大聖寺	小松	能美	白山	津幡	羽咋	七尾	輪島	珠洲	12署計
交番	16	12	8	4	5	2	7	4	2	3	2		65
駐在所	3	2	1	7	8	4	10	2	16	17	15	16	101
空港警備派出所					1						1		2
検問所				1									1
連絡所								3					3
合計	19	14	9	12	14	6	17	9	18	20	18	16	172

注：輪島警察署の駐在所については、季節駐在所である舳倉島駐在所を含む。

2 人員

警察法第55条以下の定めにより、次のとおり職員を置いている。

- 警察法第57条に定める地方警務官は、8人
- 警察法第57条及び石川県警察職員定数条例に定める地方警察職員は、警察官1,977人及びその他の職員379人（計2,356人）

【警察職員定数の推移】

（各年4月1日現在）

区 分	平26	平27	平28	平29	平30	平31	令2	令3	令4	令5
警 察 官	1,951	1,960	1,969	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977
増 減	0	+9	+9	+8	0	0	0	0	0	0
その他の職員	329	327	327	327	327	327	327	327	327	327
増 減	-3	-2	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2,280	2,287	2,296	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304
増 減	-3	+7	+9	+8	0	0	0	0	0	0

注1：警察官は条例定数、その他の職員は予算定数である。

3 機動力（令和5年4月1日現在）

(1) 航空機（ヘリコプター「いぬわし」）

機 種	ベル社製	ベル式429型
性 能	巡 航 速 度	200km/h
	航 続 距 離	約 400km
	航 続 時 間	約 2.0時間
	最大全備重量	3,402kg
	座 席 数	最大 8席

(2) 船舶

船 名	配置先	概 要					
		配置年月	定員	船 質	船 型	長 さ (m)	総トン数 (トン)
いしかわ	七 尾	平16.2	11	アルミ合金	V 型	18.20	20

(3) 車両

車 種 別		保有台数	
四 輪 車	パトカー	警 用	32
		小 型 警 用	164
		交 通 用	31
	交通事故処理車	22	618
	指揮用車	31	
	捜査用車	160	
	輸送車	27	
	その他	151	
三 輪 車	白	30	52
	バ	22	
合 計		670	



運営の指針

県民の期待と信頼に応える力強い警察
～安全で安心して暮らせる石川の実現～

重点目標

- **社会の変化に的確に対応するための取組の推進**
- **犯罪の起きにくい社会づくりの推進**
- **子供・女性・高齢者を守る取組の推進**
- **県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙**
- **交通死亡事故等の抑止**
- **テロ・災害等緊急事態への的確な対処と大規模警備諸対策の推進**
- **犯罪被害者等支援の充実**
- **警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進**

石川県公安委員会・石川県警察

第3 重点目標に基づく主要施策の概要

1 社会の変化に的確に対応するための取組の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした「新しい生活様式」の定着により、デジタル技術の活用が加速し、社会生活の様々な場面でサイバー空間や先端技術の利用が拡大している。

また、政府は社会のデジタル化を強力に推進し、継続的に力強く成長する社会の実現を目指しており、警察も行政手続のオンライン化や運転免許証のデジタル化等を進め、県民の利便性向上を図る必要性がある。

このような社会の変化は、治安情勢にも大きな影響を与え、新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種給付金等の不正受給事案が発生しているほか、国境を越えたマルウェアや不正アクセス被害のサイバー犯罪が発生するなど、サイバー空間を取り巻く脅威は一層高まっており、重要インフラに対するサイバー攻撃等の重大事案も懸念されている。

県警察では、これらの新たな脅威はもちろん、特殊詐欺、人身安全関連事案、自然災害等従来からの脅威にも的確に対応するため、社会の変化を的確に把握し、科学技術の利活用による警察活動の高度化・合理化を図りながら、組織一体となって効果的な治安対策を講じていく必要がある。

施策の目標

- 深刻化するサイバー空間への脅威に的確に対処するとともに、社会の変化に伴う犯罪情勢の変化を的確に把握し、効果的な治安対策を推進する。
- 行政手続のオンライン化やデジタル技術を活用した情報提供等、社会のデジタル化の進展を踏まえた各種取組を推進する。

(1) サイバー空間の脅威への的確な対処

ア サイバー犯罪に対する捜査等の推進

高度な情報技術が悪用され、組織的に敢行されるサイバー犯罪に対しては、関係部門が緊密に連携するなどして、犯人検挙に向けた捜査はもとより、その犯行手口や組織的なつながり、関係性等の解明を推進する。

イ サイバー攻撃対策の推進

重要インフラ等の基幹システムを機能不全に陥れ、社会機能を麻痺させるサイバーテロや、情報通信技術を用いて政府機関や先端技術を有する企業から機密情報を窃取するサイバーインテリジェンスといったサイバー攻撃に対し、平素からの情報収集・分析、民間事業者等との意見交換や情報共有、共同対処訓練等による官民連携及びサイバー攻撃発生時における的確な初動対処、実態解明を推進し、

サイバー攻撃による被害の未然防止及び拡大防止に努める。

ウ 産学官等と連携した各種対策の推進

サイバー空間の脅威への対処は、警察のみならず、社会全体での対策が重要であることから、産学官の知見等の活用や関係機関・団体、民間事業者等と連携した被害防止対策を実施するなど、社会一体となった各種取組を推進する。

エ 人的・物的基盤の強化

サイバー空間の脅威や社会情勢の変化に的確に対応するため、サイバー犯罪捜査及び情報通信技術に関する知識等に精通したサイバー人材の育成を図るとともに、解析用パソコン等の資機材の整備を推進するなど、対処能力の向上を図る。

(2) 社会のデジタル化の進展を踏まえた取組の推進

ア 行政手続のオンライン化の推進

県民の利便性向上と行政事務の合理化・効率化を図るため、行政手続のオンライン化を推進する。

イ デジタル技術を活用した治安情勢の分析と情報提供の推進

防犯・交通安全に関する情報分析を高度化し、ウェブサイトやSNS等の各種媒体を活用した効果的な情報提供を推進する。

ウ 運転免許証のデジタル化の実現に向けた取組の推進

運転者管理システムの警察庁共通基盤への移行のほか、運転免許証とマイナンバーカードの一体化等、デジタル化実現に向けた業務の合理化・高度化を推進する。

エ 警察情報システムの合理化・高度化の推進

業務の在り方そのものを見直すとともに、業務の効率化やデータの利活用に寄与する開発・改修を行うなど、警察情報システムの合理化・高度化を推進する。

オ 警察業務のデジタル化を推進するための基盤整備

ネットワーク環境の拡充や、高度な専門的知識・技能を有する人材の育成等、警察業務のデジタル化に必要な物的・人的基盤の整備を推進する。

(3) 新しい生活様式や犯罪情勢を踏まえた治安対策の推進

ア 変動する社会情勢の中で新たに生じる犯罪の徹底検挙

「新しい生活様式」が定着することなどによって変化する犯罪情勢を的確に把握して分析するとともに、変動する社会・経済情勢の中で新たに生じる犯罪について、必要な捜査力を投入して徹底検挙する。

イ 新たなモビリティに係る交通安全対策の推進

道路交通法の改正により定められた電動キックボード等に係る新たな交通ルールが広く周知されるよう、積極的な広報啓発等を行うとともに、悪質・危険な違

反行為に対する取締りを推進し、安全かつ円滑な交通の確保を図る。

ウ 社会の変化に伴う治安情勢への影響に対する情報収集及び分析の推進

新型コロナウイルス感染症により社会生活が変化する中で、サイバー空間や先端技術の利用拡大が治安情勢にも大きな影響を与えているところ、県民の安全・安心を確保するための治安対策を的確に講じるため、必要な情報を収集し、治安情勢の分析及び把握を推進する。

2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

最近の治安情勢をみると、刑法犯認知件数がピーク時の2割程度にまで減少している一方で、特殊詐欺の被害は高齢者を中心に大きく増加したほか、サイバー犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案及び児童虐待は後を絶たないなど、依然として予断を許さない状況にある。

このような状況の中で、引き続き犯罪を抑止していくためには、地域の犯罪情勢に即した街頭活動、広報啓発活動等を推進するとともに、初動警察活動における事案対応能力を強化し、迅速・的確な検挙活動を推進する必要がある。

また、自治体、関係機関・団体等との連携、防犯ボランティアをはじめとする多様な防犯ネットワークの整備・活性化により、自主防犯活動を促進するとともに、安全で安心なまちづくりのための地域の取組を支援するなど、犯罪の起きにくい社会づくりを推進する必要がある。

施策の目標

- 自治体、関係機関・団体、防犯ボランティア等と連携した総合的な犯罪抑止対策を推進するとともに、地域警察の対応力の強化を図る。

(1) 安全安心まちづくりの推進

ア 地域の情勢に即した犯罪抑止対策の推進

地域の犯罪情勢を分析し、多発している犯罪や住民が不安に感じる犯罪等の抑止のため、パトロール、立ち寄り警戒、パトカーでのマイク広報等の「見える・見せる・呼び掛ける」活動を推進する。

イ 特殊詐欺被害防止対策の推進

関係機関・団体、事業者等のウェブサイト、SNS等を活用し、幅広い世代に対して家族の絆の重要性等を訴える広報啓発活動を展開するほか、高齢者と接する機会の多い団体・事業者等による注意喚起を働きかける。また、県民の特殊詐欺被害防止意識の向上を図るとともに、通話録音警告機等の普及促進、金融機関、コンビニエンスストア等と連携した被害防止対策を推進する。



ウ 厳正かつ適正な許可等事務の推進

各種申請・相談への適切な対応、法令に基づく適正な事務、法令違反に対する厳正な行政指導・処分等を行う。

(2) 県民の生活を脅かす生活安全事犯対策の推進

ア 社会情勢に即した生活経済事犯対策の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の継続やインターネット上での経済取引の普及等、現下の社会情勢に便乗し巧妙化した生活経済事犯^(注)の被害拡大防止を念頭に、関係機関と連携して事案を早期に把握するとともに、早期に事件化を図るほか、金融機関に対する口座凍結依頼、携帯電話事業者に対する契約者確認要求等の犯行ツール対策を推進する。

(注) 生活経済事犯とは、利殖勧誘や特定商取引、ヤミ金融等の消費者取引の安全・安心を阻害する事犯、環境や保健衛生等の国民の健康や環境に対する事犯、商標権や著作権等の知的財産権侵害事犯等をいう。

イ 繁華街等における悪質な風俗関係事犯対策の推進

繁華街等における風俗営業の実態を把握するとともに、悪質な客引き、違法営業、売春等の悪質な風俗関係事犯の取締りを推進する。

(3) 地域警察の対応力の強化

ア 地域警察官の職務執行力の強化

街頭活動を強化するとともに、適正な職務質問技能の向上を図るため、職務質問技能指導員等による同行指導等、実践的な教養を積極的に推進する。

イ 交番等の安全確保に向けた取組の推進

防犯カメラの設置等、交番等のセキュリティを強化するとともに、装備資機材の高機能化、実践的訓練等によって、交番等の安全確保に向けた取組を推進する。

ウ 初動警察活動の強化

重大事案や大規模災害を想定した初動対応訓練を推進するとともに、高度警察情報通信基盤システム^(注)等の移動通信システムを有効活用し、初動警察活動における事案対応能力の強化を図る。

(注) 高度警察情報通信基盤システムとは、110番事案情報表示機能、画像・映像伝送機能、多言語翻訳機能等の機能を搭載し、スマートフォンやタブレット型の端末等で構築された移動通信システムをいう。

3 子供・女性・高齢者を守る取組の推進

近年、児童虐待及び高齢者虐待事案の相談件数等は増加し続け、配偶者からの暴力事案、ストーカー事案、インターネットを利用した児童ポルノ事犯が依然として発生するなど、県内における子供・女性・高齢者をめぐる治安情勢は、予断を許さない状況にある。

また、刑法犯少年の検挙・補導人員は減少傾向にあるものの、特殊詐欺及び大麻事犯において少年が検挙されている。

このような状況の中で、子供・女性・高齢者の安全・安心を確保するためには、関係機関・団体等との連携の下、前兆事案に対する迅速・的確な対応、各種法令を適用した取締り、未然防止対策及び広報啓発活動を徹底するほか、少年非行防止に向けた取組、女性被害者の心情やニーズに配慮した各種施策、高齢者の犯罪被害防止に向けた取組等、子供・女性・高齢者を守る社会づくりを推進する必要がある。

施策の目標

- 関係機関・団体等と連携し、人身安全関連事案対策、子供・女性安全対策、少年の非行防止・保護対策等の取組を推進する。

(1) 人身安全関連事案への迅速かつ的確な対応

ア 人身安全関連事案に対する組織的な対応の推進

ストーカー・DV・児童虐待事案等の人身安全関連事案を認知した場合は、警察本部と警察署が情報を共有し、生活安全部門、刑事部門等が連携して事案の危険性・切迫性を見極めて迅速・的確に対処するとともに、関係機関と緊密に連携した被害の未然防止・拡大防止を図る。

イ 高齢者をはじめとする行方不明者発見活動の推進

自治体、関係機関等と連携した行方不明者発見活動を推進し、認知症高齢者をはじめとする行方不明者の早期発見・保護に努める。

(2) 子供・女性安全対策の推進

ア 通学路等における安全対策の推進

子供・女性を対象とする犯罪等に関する情報の収集・分析、被疑者の早期検挙に努めるほか、関係機関・団体等と連携した被害防止活動を推進する。

イ 先制・予防的活動の推進

子供・女性を対象とした声掛け事案等^(注)の行為者に対する積極的な指導・警告を行うなど、先制・予防的活動を推進する。

(注) 声掛け事案等とは、声掛け、つきまとい、容姿等の写真撮影、卑わいな言動等の迷惑行為をいう。

(3) 少年の非行防止・保護対策の推進

ア 「非行少年を生まない社会づくり」の推進

学校における非行防止教室・薬物乱用防止教室等の開催、いじめ問題への的確な対応、少年警察ボランティア等と連携した立ち直り支援活動等により、少年の規範意識を醸成し、非行少年を生まない社会づくりを推進する。

イ 少年事件対策の推進

令和4年4月1日、少年法等の一部を改正する法律^(註)が施行されたことから、適正な対応と少年の特性に配慮した迅速・適正な事件捜査を推進し、少年の健全育成を図る。

(注) 18歳及び19歳の少年を「特定少年」と呼称し、全ての事件を検察官経由で家庭裁判所に送致するなどの特例規定が整備された。

ウ 福祉犯の取締りと有害環境対策の推進

SNS等インターネットの利用に起因する福祉犯被害を防止するため、低年齢の児童を性的対象とした児童ポルノ・児童買春事犯等を取り締まるとともに、有害図書対策や児童・保護者への広報啓発活動等、有害環境対策を推進する。

4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙

県内における重要犯罪・重要窃盗事件については、認知件数は減少傾向にあるものの、依然として殺人や住宅対象侵入窃盗事件等が発生している状況にある。

特殊詐欺については、近年、認知件数及び被害額は減少傾向が続き、令和3年には認知件数、被害額ともに統計史上最少となったものの、令和4年に入り、介護保険料還付等名目でATMから現金を振り込ませる還付金詐欺、架空の訴訟回避費用や有料サイト費用等を請求する架空料金請求詐欺が増加している。

また、暴力団情勢については、六代目山口組が3つに分裂し、対立状態が継続しており、今後の県内への波及を含め予断を許さない情勢にあるほか、暴力団組織の維持のため資金獲得活動を多様化させていくことが懸念される。

これら県民の生活を脅かす犯罪については、適正捜査の推進や捜査手法及び取調べの高度化、初動捜査における迅速・的確な客観証拠の収集、科学技術の活用、捜査支援分析体制の充実と活用等によって検挙力及び事態対処能力を強化し、徹底検挙する必要がある。

施策の目標

- 重要犯罪、重要窃盗犯、特殊詐欺、暴力団犯罪等の県民の生活を脅かす犯罪を徹底検挙する。

(1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙

ア 殺人、強盗等凶悪事件の徹底検挙

(ア) 迅速・的確な初動捜査の実施

重要事件発生時には、素早く捜査員を大量投入するなど、早期に捜査体制を確立し、迅速・的確な初動捜査を展開して被疑者の検挙を図る。

(イ) 未解決重要事件の捜査

未解決重要事件に係る捜査情報、鑑定資料等を継続的に精査するとともに、最新の科学技術を活用し、被疑者の検挙に向けた捜査を推進する。

イ 住宅対象侵入窃盗等重要窃盗事件の徹底検挙

発生状況等を分析して早期に被疑者を割り出すとともに、他の都道府県警察との連携を強化し、素早い立ち上がりによる集中捜査により、広域事件捜査を推進する。

ウ 特殊事件に対する対応力の強化

身の代金目的誘拐事件及び人質立てこもり事件に対する対処能力強化に向けた各種訓練を実施して練度の向上を図る。

エ 適正な検視業務の徹底

新型コロナウイルスをはじめとする感染症への感染防止対策の徹底を図りつつ、犯罪死を見逃すことのないよう、検視官臨場による検視、画像検査等を推進しながら、死体取扱業務従事者に対する効果的かつ計画的な指導教養により、緻密かつ適正な検視業務を推進する。

(2) 重要知能犯の徹底検挙

ア 贈収賄事件をはじめとする構造的不正の追及の強化

贈収賄や悪質な選挙違反をはじめとする政治・行政をめぐる構造的不正の追及を強化し、公務員犯罪、官製談合事件等の積極的な検挙活動を推進する。

イ 金融・企業犯罪をはじめとする経済的不正の追及の強化

金融・不良債権関連事犯、企業の経営等に係る違法事犯、財政侵害事犯等の経済的不正の追及を強化し、社会・経済に潜む不正を糾すための捜査を推進する。

(3) 暴力団犯罪・特殊詐欺等組織犯罪の徹底検挙

ア 暴力団犯罪の徹底検挙及び暴力団排除活動の推進

(ア) 暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組の推進

暴力団対策法^(注)及び暴力団排除条例を効果的に運用し、暴力団犯罪の徹底検挙や資金源の遮断に努めるとともに、県民の安全確保を図りながら暴力団排除活動を推進するなど、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組を推進する。

(注) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(イ) 犯罪収益の剥奪に向けた取締りの徹底

暴力団関係の捜査に当たっては、暴力団対策法に基づく指定暴力団の代表者等に対する損害賠償責任の追及を見据え、捜査当初から必要な証拠の収集を行い、犯罪収益関連犯罪の捜査に当たっては、前提犯罪の検挙にとどまることなく、組織的犯罪処罰法^(注1)や麻薬特例法^(注2)等各種法令を適用しての起訴前の没収保全請求等を適用し、犯罪組織等の資金源を遮断するための犯罪捜査を徹底する。

このほか、国税庁への課税通報等を積極的に実施し、あらゆる機会を捉えて犯罪による収益の剥奪に資する措置を講ずる。

(注1) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

(注2) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

イ 薬物・銃器犯罪の徹底検挙及び薬物乱用防止対策の推進

薬物密売組織及び末端乱用者の取締りを徹底し、違法薬物の供給の遮断及び需要の根絶を図るとともに、若年層に浸透する大麻をはじめとした薬物乱用防止に関する広報啓発活動を推進し、規範意識の醸成を図る。

また、税関、海上保安庁等の関係機関と連携した薬物・銃器犯罪の取締りを推進する。

ウ 国際犯罪の徹底検挙

来日外国人犯罪に的確に対応するため、情報の収集・分析による犯罪組織の実態解明を図るとともに、関係機関と連携し、悪質・重大な犯罪や犯罪インフラ事犯^(註)の取締りを推進する。

(注) 国際犯罪に係る犯罪インフラ事犯には、地下銀行、偽装結婚、偽装認知、旅券・在留カード等偽造、不法就労助長罪等がある。

エ 特殊詐欺事件の徹底検挙

(ア) 特殊詐欺犯行グループの徹底検挙

被害認知時には、初動捜査を推進し、受け子等の検挙を徹底するとともに、押収資料の分析、各部門の垣根を越えた積極的な情報収集等により、犯行グループの実態解明、犯行拠点の摘発及び組織の中核被疑者の検挙を図る。

(イ) 犯行ツール対策の推進

特殊詐欺に利用される携帯電話、預貯金口座等犯行ツールの供給を遮断するとともに、被害届及び被害相談の受理時には、迅速・確実に携帯電話事業者に対する犯行使用電話の契約者確認要求、当該電話に対する積極的な警告の実施等により、犯行ツールの無力化に努め、犯行グループの弱体化を図る。

また、犯行グループに対してレンタル電話、電話転送サービス等の提供、詐取した電子マネー等の転売、買取等を行っている悪質な業者に対する情報収集及び取締りの強化を図る。

(4) 検挙力の強化

ア 緻密かつ適正な捜査の推進

取調べの録音・録画制度や通信傍受の有効かつ適正な実施に努め、取調べの一層の高度化・適正化を図るための各種施策を推進する。

また、捜査幹部が事件の全容を把握した上で、収集証拠の価値を適正に評価するなど、適正な捜査指揮と管理に努めるとともに、捜査員個々に対して、より実践的な訓練や指導教養を実施して、法と証拠に基づいた緻密かつ適正な捜査を推進する。

イ 初動捜査における的確な客観証拠の収集及び鑑識資料の適正な保管・管理の徹底

初動捜査において客観証拠は極めて重要であることから、事件認知直後の犯罪現場等において、捜査・鑑識・科学捜査研究所・捜査支援が一層の連携を図るとともに、鑑識資機材を効果的に活用し、最善の手法により客観証拠を収集する。

また、公判を見据えて鑑識資料の押収過程を明確にし、汚染や異物混入の防止

等、保管・管理を徹底して誤鑑定を防止を図る。

ウ 科学技術の活用

客観証拠による的確な立証を図り、犯罪の悪質化・巧妙化に対応するため、DNA型鑑定、プロファイリング等の科学技術を犯罪捜査に活用する。

また、初動捜査において、近年の犯罪捜査に高い有用性が認められる防犯カメラ等の画像の迅速かつ適正な収集に努めるとともに、科学技術を活用した解析を徹底し、犯罪捜査への活用を図る。

エ 効果的な捜査支援分析業務の推進

犯罪情勢及び各種犯罪関連情報を総合的に分析・処理し、各種捜査情報の捜査員への迅速な提供により、事件の早期解決に資する効果的な捜査支援分析業務を推進する。

また、捜査支援に関するシステム等の開発及び資機材の整備を推進する。

5 交通死亡事故等の抑止

最近の交通事故情勢をみると、交通事故発生件数、負傷者数及び死者数は減少傾向で推移し、死者数については、戦後最多であった昭和47年の2割以下の水準まで減少するなど、数値上では改善傾向が継続している。

しかしながら、次代を担う子供が被害者となる重大事故が発生しているほか、死亡・重傷事故では、高齢者が被害に遭う割合が高いなど、依然として予断を許さない状況にある。

このような情勢に的確に対処するためには、自治体、関係機関・団体等と連携し、地域社会が一体となった交通事故抑止対策を推進していくことに加えて、安全教育を受ける者の年齢や、自動車、歩行者といった通行態様等に応じた体系的な交通安全教育を実施して、「思いやり・譲り合い」の精神を基本とした交通安全思想の普及浸透を図っていく必要がある。

また、交通実態に即した交通規制の実施や交通安全施設の整備により、生活道路や通学路における歩行者等の安全対策を推進するとともに、地域の交通実態や交通事故の発生状況等を分析し、事故多発地点・路線等における集中的な警戒・広報活動を実施するほか、飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化を図るなど、総合的な対策を推進する必要がある。

施策の目標

- 自治体、関係機関・団体等と連携して地域の実態に即したきめ細かな交通事故抑止対策を推進する。

(1) 交通安全意識の醸成

ア 交通安全教育及び交通安全活動の推進

(ア) 交通安全教育の推進

交通安全教育指針を基準として、教育を受ける者の年齢、心身の発達段階や通行の態様に応じた体系的な交通安全教育を推進する。

(イ) 交通安全活動の推進

自治体、関係機関・団体と連携し、「いしかわ交通安全 i (アイ) ビジョン」^(注) の推進による交通安全思想の普及浸透を図るとともに、横断歩道における歩行者優先や薄暮時間帯の早めのライト点灯等について各種広報啓発活動を推進する。

(注) 「いしかわ交通安全 i (アイ) ビジョン」とは、交通安全のシンボルカラーである緑色を身に付け交通安全意識を高め



る「交通安全ハートフル・グリーン」、信号機のない横断歩道における運転者・歩行者相互の合図による安全行動を推奨する「横断歩道◇思いやり合図」、交通安全に関する好事例を広く発信する「交通安全ほっとストーリー」の3つの活動を展開し、「思いやり・譲り合い」の精神を基本とした交通安全思想の普及浸透を図る取組をいう（令和3年4月から実施）。

イ 高齢者と子供の交通安全の確保

(ア) 高齢者の交通安全の確保

運転免許を保有していない高齢者を含め、加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響を理解し、自ら納得して安全な交通行動を実践できるよう、シミュレーター等の各種教育機材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

また、走行車両の直前直後を横断するなどの歩行者側の法令違反に対しては、交通安全アドバイスカード^(注)を活用した街頭での安全指導を推進する。



(注) 交通安全アドバイスカードとは、歩行者に見られる危険な行動を明記したカードで、交通事故に遭う可能性のある危険な行動をとる歩行者を認めた場合に、その場で、指導（アドバイス）を行う際に活用するものをいう。

(イ) 子供の交通安全の確保

学校等と連携し、登下校時における児童等の保護誘導活動やパトカーの赤色灯を活用した警戒活動を推進する。また、歩行者及び自転車利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるための交通安全教育を推進する。

ウ 自転車等の交通事故抑止対策の推進

自治体、学校、自転車関連事業者等と連携し、「自転車安全利用五則^(注1)」を活用するなど、全ての年齢層の自転車利用者に対して、自転車通行ルール等の周知や乗車用ヘルメットの着用促進を図る。

また、毎月10日、20日、30日を自転車取締り強化日に指定し、自転車指導啓発重点地区・路線^(注2)を中心に、自転車利用者の交通違反に対する交通指導取締りを強化する。

(注1) 自転車安全利用五則とは、「車道が原則 左側を通行、歩道は例外 歩行者を優先」、「交差点では信号と一時停止を守って、安全確認」、「夜間はライトを点灯」、「飲酒運転は禁止」、「ヘルメットを着用」を内容とし、自転車の通行ルールの広報啓発に当たって活用する基本的事項をいう（令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）。

(注2) 自転車に関係する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望等を踏まえて指定した
県内7地区26路線(令和5年1月末現在)をいう。

エ 飲酒運転の根絶

飲酒運転の危険性や交通事故の実態等について、自治体、関係機関・団体と連携して、積極的な広報啓発を推進するとともに、安全運転管理者による運転前後のアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認を促進するなど、「飲酒運転をしない、させない」という規範意識の更なる向上を図る。

また、飲酒運転の根絶に向け、引き続き、厳正な取締りを推進するとともに、要求・依頼しての同乗、車両及び酒類提供に対する罰則規定の適用を推進する。

(2) きめ細かな運転者施策による安全運転の確保

ア 運転者教育の充実

運転免許証の更新時講習や交通違反行為により一定の基準に達した者、行政処分の基準に該当した者に対する講習等をそれぞれの趣旨に応じた内容で適正に実施するとともに、個別的・具体的な交通事故事例による運転時の注意喚起を行うなど、運転者の安全意識の向上を図る。

イ 高齢運転者対策の推進

改正道路交通法(令和4年5月施行)により、新たに導入された運転技能検査や、内容が変更された高齢者講習と認知機能検査について、引き続き適正かつ効率的な運用に努める。

また、加齢に伴う身体機能の低下等、安全運転への不安を抱える高齢者に対し、指導・助言や自主返納制度及び自主返納者等に対する各種支援施策の教示を丁寧に行うとともに、相談体制の充実や専用相談ダイヤル「#8080(シャープハレバレ)」の更なる周知と利便性の向上に努める。

ウ 様々な運転者へのきめ細かな対策

悪質・危険な運転者を道路交通の場から早期に排除するため、迅速かつ確実な行政処分の執行に努めるほか、一定の病気等の疑いがある者を把握した場合は、臨時適性検査等を確実に実施する。

また、身体の障害や一定の病気等により自動車等の安全な運転に支障がある者等からの相談を適切に受理するため、専門的知識を豊富に有する医療系職員を効果的に活用するほか、担当職員のスキルアップを継続するなど、相談受理体制の充実・強化を図る。

(3) 道路交通秩序の維持

ア 交通事故抑止に資する交通指導取締り

地理情報システム(GIS)^(注)の活用等による交通事故分析に基づいた交通

指導取締りを実施するとともに、交通事故の発生が多い時間帯、路線等における街頭活動を強力に推進する。

また、県民からの取締り要望が多く、悪質性・危険性が高い飲酒運転、無免許運転のほか、横断歩行者等妨害等の交差点関連違反、著しい速度超過等の交通事故に直結する違反等に重点を置いた取締りを推進する。

さらに、妨害運転や暴走族による暴走行為等の悪質・危険な運転行為に対しては、妨害運転罪等あらゆる法令を駆使した厳正な取締りを推進する。

(注) 地理情報システム(GIS)とは「Geographic Information System」の略で、統計情報等様々な情報を地図に表示し、分析・解析を円滑に行う仕組みをいう。

イ 適正かつ緻密な交通事故事件捜査

客観的な証拠に基づいた緻密で科学的な交通事故事件捜査を推進する。特に重大事故事件については、発生直後から警察本部と警察署が連携し、公判を見据えた組織的かつ重点的な捜査を推進する。

また、飲酒運転、信号無視、著しい速度超過等が疑われる交通事故については、より罰則の重い危険運転致死傷罪等の立件を視野に入れた捜査を推進する。

(4) 交通環境の整備

ア 重点的、効果的かつ効率的な交通安全施設等の整備

交通安全施設等の維持管理・更新等を着実に推進するため、その整備状況を把握・分析した上で、中長期的視点に立った老朽施設の更新、施設等の長寿命化対策の実施、交通環境の変化により効果が低下した施設等の撤去等を推進する。

イ 交通実態の変化等に即した交通規制の推進

道路整備、地域開発、商業施設の新設等による交通事情の変化を的確に把握して、ソフト・ハード両面での総合的な安全対策を実施するとともに、最高速度、駐車、信号制御等の交通規制については、地域の交通実態や交通事故発生状況等の調査・分析を行い、地域住民等の意見を踏まえ、計画的な点検・見直しを推進する。

ウ 道路交通環境の整備による歩行者等の安全通行の確保

生活道路等における歩行者等の安全な通行を確保するため、道路管理者と連携したゾーン30プラス^(注)のほか、交通指導取締り、ボランティアと連携した保護誘導活動等、ハード・ソフト両面からの対策を推進する。

なお、ゾーン30プラスを整備する際は、原則として、物理的デバイス等の適切な組合せにより交通安全の向上を図ることを前提として検討する。

(注) ゾーン30プラスとは、区域(ゾーン)を定めて、最高速度30キロメートル毎時の速度規制と、車両の速度を物理的に低下させるためのハンプや狭さくといった物理的デバイスを組み合わせ

て、ゾーン内における車の走行速度や通り抜けを抑制する交通安全対策をいう。

エ 大規模警備等に伴う交通対策の推進

令和5年中に、第38回国民文化祭等の開催が予定されており、天皇皇后両陛下の御臨席が見込まれることから、御利用になる路線及びその周辺の交通情勢を把握し、安全かつ円滑な通行に万全を期すため、綿密かつ的確な交通規制計画を作成するとともに、道路利用者に対する情報提供を適切に行うなど、総合的な交通対策を推進する。

6 テロ・災害等緊急事態への的確な対処と大規模警備諸対策の推進

国際テロ情勢に目を向けると、世界各地でテロ事件が相次いで発生するとともに、過去には海外で邦人や我が国の関連施設等の権益がテロの被害に遭う事案も発生している。国内においては、右翼や極左暴力集団などの勢力のほか、特定のテロ組織等と関わりのない者がテロ、ゲリラ事件を引き起こすおそれがある。さらに、サイバー攻撃が世界的規模で発生しているほか、先端技術等を悪用した新たな手法・形態によるテロ等の発生が懸念されている。

こうした情勢の中、テロ等重大事案の発生を未然に防止し、公安の維持を図るため、引き続き関連情報の収集・分析、違法行為の取締り、重要施設等の警戒警備、関係機関・団体等との連携等の諸対策を講じていく必要がある。

また、近年、全国各地で豪雨や暴風等による甚大な被害が発生するなど、自然災害は激甚化・頻発化の傾向にあり、県内においても、令和4年8月4日から大雨により多大な被害が発生しているところである。県民の安全安心を守るため、従前の取組内容を不断に見直し、平素の業務における危機管理体制の点検及び構築を持続的に推進するとともに、災害警備に資する先端技術を積極的に取り入れ、一層の対処能力の向上を図っていく必要がある。

加えて、本年秋には、第38回国民文化祭及び第23回全国障害者芸術・文化祭の開催が予定されており、天皇皇后両陛下の御臨席が見込まれる。

警察としては、県民の理解と協力を確保しつつ、警備部に新設した総合警備対策課を中心として、これら大規模行事に伴う警備諸対策を的確に推進し、警察の総力を挙げて警備に万全を期す必要がある。

施策の目標

- テロ等重大事案の未然防止のための諸対策を推進するとともに、大規模災害等の緊急事態に迅速・的確に対応できるよう対処能力の向上を図る。
- 重要行事に伴う警備諸対策を的確に推進し、警備に万全を期す。

(1) テロ対策の推進

ア 時代の変化を見据えた情報収集・分析の推進と違法行為の取締り

テロ等重大事案を未然に防止するため、サイバー空間の利用拡大や技術革新がもたらす社会の様々な変化等、治安に影響を及ぼすおそれのある様々な事象について、幅広い情報を収集して的確に分析を推進するとともに、違法行為の取締りを推進する。

イ 重要施設等の警戒警備の徹底

日々変化する厳しい治安情勢を踏まえ、志賀原子力発電所、金沢駅、小松空港

等の重要施設等において、各種部隊等による情勢に応じた的確な警戒警備を徹底する。

ウ 官民一体となったテロ対策の推進

(7) 爆発物原料対策

爆発物の原料となり得る化学物質等を取り扱っている薬局、ホームセンター、学校等を訪問し、管理強化の要請等を行うほか、販売事業者に対して、販売時の本人確認の徹底依頼、不審な購入者への対処要領の教示を行うなど、爆発物使用テロ事件や爆発物製造事件等を未然に防止するための対策を推進する。

(イ) 宿泊施設等の悪用防止対策

旅館、インターネットカフェ、レンタカー、賃貸マンション、住宅宿泊事業等を営む者に対して、顧客に対する本人確認の徹底、不審者情報の提供依頼等を行うなどして、テロリスト等による悪用防止を図る。

(ロ) 関係機関等との連携強化

関係機関や民間事業者、地域住民等に対し必要な情報提供を行うとともに、緊密な連携を図ることで情報共有や通報連絡体制を強化し、テロの未然防止を図る。

(2) 災害対策の推進

ア 初動態勢の確立及び対処能力の向上

災害等の緊急事態が発生した際、迅速・的確に対応できるよう、初動態勢を確立するほか、災害警備等に関する指導を徹底するとともに、初動対応訓練、災害現場に即した環境での救出救助訓練等を実施し、対処能力の更なる向上を図る。

イ 危機管理体制の不断の見直し

激甚化・頻発化する最近の災害の傾向や過去の大規模災害対処時における反省・教訓を踏まえ、いかなる大規模災害にも迅速・的確に対処できるよう、従前の取組内容を不断に見直し、平素の業務における災害に関する危機管理体制の点検及び構築を持続的に推進し、その充実強化を図る。

ウ 関係機関等との連携の強化

平素から自治体、消防等と緊密に連携し、情報共有等を行うとともに、合同訓練を実施するなど、緊急事態の発生に備えて関係機関・団体等との連携を強化する。

エ 装備資機材の充実強化

土砂災害や大雨被害等の災害の特性を踏まえ、災害警備に資する先端技術を積極的に取り入れるなど、装備資機材の充実強化を図るとともに、災害対処能力の更なる向上を図る。

(3) 大規模警備諸対策の推進

ア 諸情勢に的確に対応した警衛・警護の徹底

国内外の要人が集まる重要行事においては、国際テロやサイバー攻撃のほか、右翼や極左暴力集団等による違法行為の発生が懸念されるため、諸情勢に的確に対応した警衛・警護を徹底する。

イ 警備諸対策の徹底

(ア) 会場等における警戒警備の徹底

行事の安全かつ円滑な開催を確保するため、主催者等と連携し、会場等での警戒や不審者への職務質問等を行い、テロ等違法行為の未然防止を図る。

(イ) 不特定多数の者が集まる施設等に対する警戒強化

不特定多数の者が集まる施設等において、制服警察官やパトカーによる「見せる警戒」を実施するとともに、施設管理者等に対して自主警備の強化を要請するなど、テロの未然防止に向けた警戒を強化する。

(ウ) 小型無人機等対策

違法な小型無人機等の飛行を防止するため、規制対象となる施設周辺等における警戒、操縦者が小型無人機等の飛行に利用するおそれのあるビル屋上や空き地等に対する管理者対策を推進する。

(エ) サイバー攻撃対策

主催者、重要サービス事業者等に対して、情報セキュリティ対策状況の確認及び助言を行うなど、官民連携してサイバー攻撃による被害の未然防止を図る。

ウ 県民の理解と協力の確保

県内開催が予定されている国民文化祭では、大規模かつ広範囲にわたる警戒警備等を行う必要があることから、関係機関等と連携しながら、こうした取組に対する県民の理解と協力を得ていく。

7 犯罪被害者等支援の充実

国においては平成17年4月施行された「犯罪被害者等基本法」に基づき、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた取組を推進している。

しかしながら、犯罪被害者等は今もなお多くの問題を抱えており、中長期的な支援の充実や性犯罪・性暴力、児童虐待等の被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援及び個々の事情に一層配慮した支援が課題となっていることから、これを踏まえ、令和3年3月に「第4次犯罪被害者等基本計画」が策定された。

また、本県では令和3年4月に「石川県犯罪被害者等支援条例」が施行され、令和4年度から、同条例に基づき策定された推進計画の具体的な施策に取り組んでいる。

警察は、犯罪被害者等にとって最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担っていることから、「石川県警察犯罪被害者支援基本計画」に基づき各種施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。加えて、犯罪被害者等が一日も早く被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等一人一人に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、関係機関・団体との連携、犯罪被害者等に対する県民の理解増進等各種取組を一層強化する必要がある。

施策の目標

- 石川県警察犯罪被害者支援基本計画に基づく各種施策を推進し、犯罪被害者等支援の充実を図る。

(1) 犯罪被害者等の視点に立った施策の推進

ア 様々な犯罪被害者等への適切な対応や支援

適切な相談受理体制等の充実を図るとともに、犯罪被害者等の要望に応じた情報提供や関係機関・団体への引継ぎを行うなど、犯罪被害者等の心情に配慮した対応や支援を推進する。

イ 公費負担制度の周知と運用

犯罪被害者等の医療費、カウンセリング費用等の公費負担制度の積極的な活用と周知を推進するとともに、犯罪被害給付制度の適正な運用に努める。

(2) 基盤整備と県民の理解の増進

ア 県、市町における条例の制定等に関する協力

県、市町の担当部局に対し、犯罪被害者等支援の実効的な事項を盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定状況について、適切な情報提供を行うとともに、条例制定等に向けた検討等に資する協力を行う。

イ 関係機関・団体との連携・協力の充実・強化

石川被害者等支援連絡協議会をはじめとする関係機関・団体との連携及び相互の協力を充実強化するとともに、研修や事例を想定した訓練等を通じて、具体的な事案に応じた対応能力の向上を図る。

ウ 各種広報媒体を活用した広報啓発活動の実施

(公社)石川被害者サポートセンター及び関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況や施策実施の重要性等について周知するとともに、街頭キャンペーンやウェブサイト上への掲載等による広報啓発活動を推進し、県民の理解増進に努める。

8 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進

現在、日本社会が人口減少や急速な高齢化に直面している中、警察組織においては、現場における世代交代の進行等による警察力の維持・向上が課題となっている。

今後、一層複雑化する県内の治安情勢に適切に対応するためには、業務の合理化・効率化やワークライフバランスを推進するほか、警察施設等の整備、装備資機材の充実、各種システムの高度化を図るなどにより、警察機能を最大限に発揮できる組織を確立することが必要である。

また、警察組織の基盤は「人」であり、時代や情勢の変化に柔軟に対応できる幅広い知識・技能、警察職員としての適性と意欲を有する優秀な人材を確保する必要がある。加えて、県民の信頼と期待に応えるためには、職員一人一人が誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理感を保持し、適正に職務を執行することはもとより、県民から寄せられる警察安全相談や苦情に真摯に対応するなど、県民の立場に立った警察活動を一層推進する必要がある。

施策の目標

- 業務の合理化・効率化・高度化の推進及び組織の活動基盤を整備することにより、警察力の更なる充実強化を図る。
- 県民の立場に立った警察活動を一層推進する。

(1) 警察力の充実強化

ア 合理的・効率的な組織運営の推進

変容する日本社会に対応するため、業務や情報管理システムの合理化・効率化・高度化に向けた取組を推進することにより、警察機能を最大限に発揮できる、高い規律と士気を有する組織を確立し、合理的・効率的な組織運営に努める。

イ 若手警察職員の早期育成と幹部・指導員の指導力・指揮能力の向上

各部門の育成プログラム等による組織的・体系的な教養や現場を想定して行う実戦的総合訓練^(注)等により、若手警察職員の早期育成を図るとともに、幹部・指導員に対しても当直指揮訓練等の実践的な訓練、各種研修会等を実施するほか、部下を育てる意識の醸成や風通しの良い職場環境づくりに関する指導教養等を行うことにより、指導力や指揮能力の向上を図る。

(注) 実戦的総合訓練とは、第一線の現場の取扱い状況や教訓とすべき事案等を題材とした想定に基づき、届出の受理（事案の認知）、現場臨場、職務質問、擬律判断、逮捕、捜査書類の作成等の一連の警察活動をロールプレイング方式により実施又は指揮する訓練をいう。

ウ 警察官としての適性と意欲を有する優秀な人材の確保

オンライン就職説明会やSNSを活用した情報発信を積極的に行うとともに、参加・体験型、女性限定、少人数制の就職説明会等、工夫を凝らした採用募集活動を推進し、警察官の仕事の魅力や現に生き生きと働いている職員の姿を伝え、サイバー・デジタル人材等、時代や情勢の変化に柔軟に対応できる幅広い知識・技能、そして警察官としての適性と意欲を有する優秀な人材の確保に努める。



エ 術科訓練の充実強化と術科指導員の育成

現場で活動する全ての警察官が犯罪に毅然として立ち向かい、いかなる事態に遭遇してもひるむことなく、的確に対処できる執行力を身に付けるため、過去の事例や現場を想定した総合対処法訓練を推進し、術科訓練の充実強化を図る。

そのためには、指導員のレベルアップは必要不可欠であり、術科指導者専科や各種研修会により集中した指導員の育成を図る。

オ ワークライフバランスの推進

男女を問わず、勤務に制約のある職員を含む全ての職員が能力を最大限に発揮できるよう、仕事と育児・介護等の両立支援や長時間勤務の抑制等によるワークライフバランスの実現を推進し、柔軟な組織運営を図る。

カ 警察施設の計画的な整備及び装備資機材の充実

警察力を強化するとともに、来庁者の利便性を図るため、警察署、交番等の警察施設の計画的な建て替え、移転、改修等を行う。

また、事件、事故等日々変化する情勢への的確な対応及び警察官の安全な職務執行を支えるため、車両及び装備資機材の整備充実を着実に推進する。

キ 情勢の変化に的確に対応する情報セキュリティ対策の着実な推進

クラウドサービスの利用拡大等の社会のデジタル化やサイバー空間における脅威の深刻化といった状況を踏まえ、警察情報を守るため、あらゆるリスクを想定したきめ細かな情報セキュリティ対策を着実に推進する。

ク 適正な留置管理業務の推進

被留置者事故及び不適正事案を防止するため、留置施設に対する効果的な巡回指導の実施及び留置担当官の高い士気と規律を維持するための施策を徹底するとともに、現場に即した指導教養を行い、適正な留置管理業務を推進する。

ケ 新型コロナウイルス等感染防止対策の推進

新型コロナウイルス感染症をはじめ各種感染症に関し、職員に感染者が確認された場合、警察が担う治安維持にも影響を及ぼすことから、基本的な感染防止対

策の徹底を推進する。

コ 総合的な福利厚生施策の推進

新しい生活様式を踏まえた感染防止対策を継続しながら、職員が後顧の憂い無く業務に専念できる環境の形成に資するため、健康管理対策や生活設計支援等の総合的な福利厚生施策を推進する。

(2) 県民の立場に立った警察活動の推進

ア 警察安全相談に対する適切な対応の推進

近年、犯罪等被害防止や家庭・職場、近隣関係に関するもの等について多くの相談が寄せられている現状にあるところ、警察安全相談は、住民からの相談に気軽に相談できる窓口であることから、関係機関と緊密に連携しながら各種相談に適切に対応する。

イ 苦情に対する適切な対応の推進

迅速かつ適切な苦情の調査を推進し、職務執行における責任の明確化及び苦情を活用した組織的な業務改善を図る。

ウ 警察署協議会の効果的な運営

管内住民等の意見をより適切に把握し、警察署の業務運営に反映できるよう、警察署協議会の効果的な運営を推進する。

エ 警察活動に関する積極的な広報の推進

警察職員が職務に当たる姿や厳しい現場における活動状況等を積極的に広報し、県民に警察の真の姿を伝えるとともに、犯罪や事故被害を未然に防止するため、県警ウェブサイトやSNS等、様々な媒体を活用した情報発信を積極的かつ効果的に推進する。

オ 被疑者の取調べに対する厳正な監督の推進

不適正な取調べの未然防止のため、取調べ監督部門と捜査部門とが緊密に連絡を取り合うとともに、被疑者の取調べに対する厳正な監督及び職員に対する実効的な指導教養を推進する。

カ 非違事案の未然（再発）防止対策の推進

監察を通じて、非違事案につながりやすい業務の仕組みを改善するとともに、他の都道府県で発生した非違事案や過去に発生した事例の原因・背景の分析と指導教養の徹底により、非違事案の未然（再発）防止の推進を図る。

第4 警察予算

1 警察費の概要

令和5年度当初予算は、安全で安心して暮らせる石川を実現するため、サイバー犯罪に対する捜査等の推進や警察情報システムの合理化・高度化の推進、G7富山・金沢教育大臣会合等警備諸対策の推進、警察施設の整備など、本年の県警察重点目標を柱に予算編成を行った。

なお、本県では、12月に追加交付された地方交付税を活用し令和4年度第1次3月補正予算を編成の上、令和5年度当初予算と一体となった予算が編成されたところであり、令和4年度第1次3月補正予算を含む令和5年度当初予算額は25,021,259千円となっている。

前年度と比較して、物件費は警察施設費、交通安全施設費及び一般物件費のいずれも増加しているものの、人件費が定年延長に伴い退職手当が大幅に減少したことから、全体として0.2%の増となったものである。

【警察費予算内訳】

(単位：千円・%)

	令和5年度当初予算案 (令和4年度1次3月補正含)		令和4年度6月補正後予算		増 減	
	予 算 額	構成率	予 算 額	構成率	予 算 額	率
警 察 費	25,021,259	100.0%	24,982,849	100.0%	38,410	0.2%
人 件 費 ・ 恩 給 費	19,778,110	79.0%	20,269,882	81.1%	△ 491,772	△2.4%
物 件 費	5,243,149	21.0%	4,712,967	18.9%	530,182	11.2%
警 察 施 設 費	682,913	2.7%	599,629	2.4%	83,284	13.9%
交 通 安 全 施 設 費	1,147,653	4.6%	980,443	3.9%	167,210	17.1%
一 般 物 件 費	3,412,583	13.7%	3,132,895	12.6%	279,688	8.9%

2 主要事業

(1) 社会の変化に的確に対応するための取組の推進

深刻化するサイバー空間の脅威に的確に対応するため、サイバー犯罪捜査技能研修や県警察と県内事業者等との合同対処訓練の実施、被害防止等の対策情報発信など被害防止対策を推進するほか、運転者管理システム等警察情報管理システムの警察共通基盤への移行や定型的な業務を自動化するRPA等を導入するなど、警察情報管理システムや警察業務の合理化・効率化、高度化を進める。

(2) 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯・安全情報の提供や、特殊詐欺予防対策として特殊詐欺被害防止コールセンターの設置等による情報発信を行うほか、通信指令システムを維持運用など初動警察活動を強化する。

(3) 子供・女性・高齢者を守る取組の推進

虐待やストーカー・DV事案から子供・女性・高齢者を守るため、担当者に専門的な研修を受けさせるほか、少年の非行防止・保護対策を推進するため、少年補導員等の活動の支援、非行少年の立ち直り支援、少年非行防止教室の開催等を行う。

(4) 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙

AI機能を活用し指紋照合用の芯線編集を自動編集することができるAI指掌紋情報管理システムの整備や暴力団排除活動を推進するための暴力団対策責任者講習会の実施のほか、国際捜査官の語学力向上研修を実施する。

(5) 交通死亡事故等の抑止

交通事故多発箇所等からのLive映像を活用したオンライン交通安全教育の実施や運転免許センターで実施する認知機能検査の検査時間や採点時間を大幅に短縮するための認知機能検査用タブレット端末を整備するほか、交通管制システムの維持運用、交通信号機や道路標識・標示等の新設、更新、補修等を計画的に行い、効果的かつ効率的な整備を推進する。

(6) テロ・災害等緊急事態への的確な対応と大規模警備諸対策の推進

本県で開催のG7富山・金沢教育大臣会合及び第38回国民文化祭及び第23回全国障害者芸術・文化祭に伴う警備諸対策を的確に推進し、警察の総力を挙げて警備の万全を期するほか、自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、災害警備活動用装備資機材の充実等を図る。

(7) 犯罪被害者等支援の充実

様々な犯罪被害者等への適切な対応や支援を行うため、広報啓発や相談業務の実施、司法解剖を終えた遺体の搬送料や犯罪被害者診療費等の一部公費負担を行う。

(8) 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進

若手警察職員の早期戦力化及び幹部や指導員の指揮・指導能力向上に資する研修等を実施するとともに、術科訓練の充実強化に向けた術科用防具の整備等を進める。

また、金沢中警察署寺町交番を金沢市泉野町6丁目地内に移転し、また、輪島警察署町野駐在所を現在地において、それぞれ建替整備に着手するほか、令和4年度より建設中の金沢西警察署入江交番外3か所を建替整備する。

3 令和5年度当初予算 警察本部主要事業の概要 (令和4年度1次3月補正予算含む)

事業名	金額(千円)	説明
安全で安心して暮らせる石川の実現		
1 社会の変化に的確に対応するための取組の推進		
(1) ④サイバー空間の脅威への的確な対処		
・ サイバー犯罪に対する捜査等の推進	9,680	サイバー犯罪捜査技能研修の実施、押収品解析捜査用機器の整備など
・ 産学官等と連携した各種対策の推進	2,223	⑤企業・医療機関をはじめとする事業者等との官民連携の合同対処訓練の実施など
(2) ④社会のデジタル化の進展を踏まえた取組の推進		
・ 運転免許証のデジタル化の実現に向けた取組の推進	157,375	運転者管理システムの警察共通基盤移行経費など
・ 警察情報システムの合理化・高度化の推進	30,445	⑤RPA・AI-OCR導入、⑤AI指掌紋情報管理システムの導入など
・ 警察業務のデジタル化を推進するための基盤整備	86,570	情報処理技術者研修の受講、警察情報ネットワークの整備
2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進		
(1) 安全安心まちづくりの推進		
・ 地域の情勢に即した犯罪抑止対策の推進	5,906	片町街頭防犯カメラシステムの運用など
・ 特殊詐欺被害防止対策の推進	8,454	特殊詐欺被害防止対策の推進
		・ ④特殊詐欺被害防止用人感センサー付きスピーカーの整備
		・ テレビCM等特殊詐欺被害防止広報啓発事業の実施
		・ 特殊詐欺被害防止コールセンターの設置など
(2) 地域警察の対応力の強化		
・ 交番等の安全確保に向けた取組の推進	10,390	駐在所防犯カメラ整備など
・ 初動警察活動の強化	297,918	通信指令システムの運用など
3 子供・女性・高齢者を守る取組の推進		
(1) 人身安全関連事案への迅速かつ的確な対応		
・ 人身安全関連事案に対する組織的な対応の推進	481	ストーカー事案に係るGPS機器の検出、ストーカー・DV被害者等一時避難場所借上など
・ 高齢者をはじめとする行方不明者発見活動の推進	2,076	囃託警察犬の運用など
(2) 少年の非行防止・保護対策の推進		
・ 「非行少年を生まない社会づくり」の推進	7,788	少年補導員等の活動支援、非行少年の立ち直り支援、少年非行防止教室の開催など
4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙		
(1) 暴力団犯罪・特殊詐欺等組織犯罪の徹底検挙		
・ 暴力団犯罪の徹底検挙及び暴力団排除活動の推進	7,443	暴力団対策責任者講習の実施など
・ 国際犯罪の徹底検挙	9,724	国際捜査官の通訳力向上研修の実施など
(2) 検挙力の強化		
・ 初動捜査における的確な客観証拠の収集	27,609	事件捜査用一眼レフカメラ整備など
・ 科学技術の活用	88,668	⑤AI指掌紋情報管理システムの導入(再掲)など

事業名	金額(千円)	説明
<p>5 交通死亡事故等の抑止</p> <p>(1) 交通安全意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全教育及び交通安全活動の推進 ・ 自転車等の交通事故抑止対策の推進 <p>(2) きめ細かな運転者施策による安全運転の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢運転者対策の推進 <p>(3) 道路交通秩序の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故抑止に資する交通指導取締り <p>(4) 交通環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重点的、効果的かつ効率的な交通安全施設等の整備 	<p>6,297</p> <p>433</p> <p>34,173</p> <p>53,331</p> <p>1,140,283</p>	<p>①タブレット端末を活用したオンライン交通安全教育の実施、地域交通安全活動の推進など</p> <p>体験型交通安全教育サイクルシミュレーター更新整備など</p> <p>①認知機能検査用タブレット整備、高齢者講習など</p> <p>放置駐車違反管理システム、交通指導取締活動機器の運用など</p> <p>交通の安全と円滑の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通管制システム中央装置の更新整備 ・ ①信号灯器LED化更新整備 ・ 交通信号機・道路標識・道路標示
<p>6 テロ・災害等緊急事態への的確な対処と大規模警備諸対策の推進</p> <p>○ 大規模警備諸対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸情勢に的確に対応した警衛・警護の徹底 	<p>94,000</p>	<p>G7富山・金沢教育大臣会合警備対策費、第38回国民文化祭及び第23回全国障害者芸術・文化祭警備対策費</p>
<p>7 犯罪被害者等支援の充実</p> <p>○ 犯罪被害者等の視点に立った施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な犯罪被害者等への適切な対応や支援 ・ 公費負担制度の周知と運用 	<p>6,353</p> <p>2,650</p>	<p>犯罪被害者支援業務委託の実施、石川被害者サポートセンター補助金など</p> <p>犯罪被害遺体の搬送、犯罪被害者治療費・カウンセリング費用等の公費負担など</p>
<p>8 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進</p> <p>○ 警察力の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若手警察職員の早期育成と幹部・指導員の指導力・指揮能力の向上 ・ 警察施設の計画的な整備及び装備資機材の充実 <p>・ 総合的な福利厚生施策の推進</p>	<p>9,020</p> <p>360,697</p> <p>30,611</p>	<p>各種研修の実施、高速運転技能講習の受講など</p> <p>交番等の建設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①金沢中警察署寺町交番の移転整備 ・ ①輪島警察署町野駐在所の建替え整備 ・ 金沢西警察署入江交番ほか3ヵ所の建替等整備 <p>(2ヵ年事業の2年目)</p> <p>小型警ら車等警察車両の更新整備</p> <p>①カウンセラー相談窓口の設置、ストレス対策事業の実施など</p>

第5 各種統計資料（令和4年）

1 警務部関係

【採用試験受験状況の推移】

区分	年別	平25	平26	平27	特別募集	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
警察官A	受験者(人)	337	276	311	51	279	274	221	163	235	178	163
	合格者(人)	77	80	76	6	89	58	59	48	55	51	62
	合格倍率(倍)	4.4	3.5	4.1	8.5	3.1	4.7	3.7	3.4	4.3	3.5	2.6
警察官B	受験者(人)	212	174	173	62	200	146	141	120	146	117	116
	合格者(人)	43	34	46	8	37	36	23	26	33	26	33
	合格倍率(倍)	4.9	5.1	3.8	7.8	5.4	4.1	6.1	4.6	4.4	4.5	3.5
合計	受験者(人)	549	450	484	113	479	420	362	283	381	295	279
	合格者(人)	120	114	122	14	126	94	82	74	88	77	95
	合格倍率(倍)	4.6	3.9	4.0	8.1	3.8	4.5	4.4	3.8	4.3	3.8	2.9
採用者数(人)		105	101	99	13	113	75	70	61	68	69	74

【警察安全相談受理件数の推移】

区分	年別	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	増減	
												件数	率(%)
警察安全相談 受理件数		21,375	25,569	28,230	28,754	28,593	31,430	31,411	34,202	36,730	38,982	2,252	6.1

【苦情件数の推移】

区分	年別	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	増減	
												件数	率(%)
苦情件数		74	29	34	38	46	21	30	24	34	48	14	41.2

2 生活安全部関係

【特殊詐欺被害の阻止状況の推移】

区分	年別										増減	
	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	件数	率(%)
認知件数(既遂)	72	90	139	125	91	51	42	65	28	79	51	182.1
阻止件数	50	74	161	192	155	120	89	152	137	215	78	56.9
阻止率(%)	41.0	45.1	53.7	60.6	63.0	70.2	67.9	70.0	83.0	73.1	-9.9ポイント	

【ストーカー事案の認知・検挙状況の推移】

区分	年別										増減	
	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	件数	率(%)
認知件数	223	276	261	186	188	168	176	172	159	130	-29	-18.2
検挙件数	24	31	24	26	23	29	18	22	22	28	6	27.3

【DVの認知・検挙状況の推移】

区分	年別										増減	
	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	件数	率(%)
認知件数	365	393	407	404	376	396	356	625	755	784	29	3.8
検挙件数	45	47	76	91	59	65	81	87	130	111	-19	-14.6

【児童虐待事案の認知状況の推移】

区分	年別										増減	
	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	件・人	率(%)
認知件数(件)	127	159	179	194	245	305	384	421	497	537	40	8.0
通告児童数(人)	206	248	306	331	385	470	596	625	777	852	75	9.7

【高齢者虐待事案の認知・検挙状況の推移】

区分	年別										増減	
	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	件数	率(%)
認知件数	65	51	83	88	100	112	97	181	243	269	26	10.7
検挙件数	4	1	4	2	2	5	8	21	34	24	-10	-29.4

【子供・女性への声掛け事案等の行為者に対する指導・警告件数の推移】

区分	年別										増減	
	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	件数	率(%)
子供(件)	71	61	72	48	62	43	39	55	76	55	-21	-27.6
女性(件)	90	105	131	107	112	51	42	68	76	94	18	23.7

【風俗関係事犯の検挙状況の推移】

区分	年別											増減	
	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	件数	率(%)	
風営法(件)	15	20	17	15	8	3	10	3	1	1	0	0.0	
売春防止法(件)	3	2	3	8	1	3	0	2	0	3	3	300.0	
条例 ^(注1) (客引き等)(件)	0	4	9	9	14	13	10	6	4	7	3	75.0	
その他 ^(注2) (件)	19	19	10	19	11	15	8	1	0	1	1	100.0	
合計	37	45	39	51	34	34	28	12	5	12	7	140.0	

(注1) 条例とは、石川県迷惑行為等防止条例をいう。

(注2) その他とは、出入国管理及び難民法(助長罪等)、遊技機等使用賭博をいう。

【環境事犯・知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移】

区分	年別		平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	増減	
			件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
環境事犯		件数	84	74	71	85	73	85	105	94	74	51	-23	-31.1
		人員	69	78	79	88	84	92	117	97	75	56	-19	-25.3
知的財産権侵害事犯		件数	19	11	8	10	8	5	4	35	22	11	-11	-50.0
		人員	5	8	5	3	5	4	1	5	5	5	0	0.0
合計		件数	83	85	79	95	81	90	109	129	96	62	-34	-35.4
		人員	74	86	84	91	89	96	118	102	80	61	-19	-23.8

【刑法犯少年の検挙・補導人員の推移】

区分	年別											増減	
	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	人数	率(%)	
刑法犯少年	462	377	342	359	227	164	162	151	174	146	-28	-16.1	
うち犯罪少年	332	274	242	257	140	126	106	102	109	96	-13	-11.9	

【福祉犯の検挙状況の推移】

区分	年別		平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	増減	
			件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
検挙総数		件数	90	90	74	93	86	73	93	63	49	48	-1	-2.0
		人員	76	78	66	77	76	68	76	50	39	37	-2	-5.1
児童福祉法		件数	10	3	1	2	1	1	4	1	0	1	1	100.0
		人員	7	3	2	2	1	1	3	1	0	1	1	100.0
風俗営業適正化法		件数	2	4	2	1	2	0	5	0	0	0	0	0.0
		人員	2	5	1	1	2	0	2	0	0	0	0	0.0
児童買春・児童ポルノ 禁止法 ^(注1)		件数	28	34	30	29	31	32	36	23	26	23	-3	-11.5
		人員	19	26	21	21	25	26	25	14	20	16	-4	-20.0
青少年保護育成条例		件数	48	48	39	57	50	39	45	38	23	24	1	4.3
		人員	46	43	39	50	46	39	44	34	19	20	1	5.3
その他 ^(注2)		件数	2	1	2	4	2	1	3	1	0	0	0	0.0
		人員	2	1	3	3	2	2	2	1	0	0	0	0.0

(注1) 児童買春・児童ポルノ禁止法とは、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律をいう。

(注2) その他とは、労働基準法、未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法、大麻取締法をいう。

【サイバー犯罪の検挙状況の推移】

区分	年別	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	増減	
												件数	率(%)
不正アクセス禁止法 ^(注1) (件)		2	1	2	2	4	1	4	6	2	2	0	0.0
電磁的記録対象犯罪 ^(注2) (件)		1	1	0	2	2	14	6	16	4	3	-1	-25.0
上記以外の罪種 ^(注3) (件)		82	69	64	60	74	81	39	47	80	104	24	30.0
合計 (件)		85	71	66	64	80	96	49	69	86	109	23	26.7

(注1) 不正アクセス禁止法とは、不正アクセス行為の禁止等に関する法律をいう。同法では、不正アクセス行為（利用制限された電子計算機にネットワークを通じて他人のIDパスワードを入力して利用可能な状態にする行為）等が禁止されている。

(注2) 電磁的記録対象犯罪とは、刑法に規定されているコンピュータ又は電磁的記録を対象とした電子計算機使用詐欺や不正指令電磁的記録に関する罪（いわゆるコンピュータ・ウイルスに関する罪）をいう。

(注3) 上記以外の罪種とは、犯罪の構成要件に該当する行為について、コンピュータ・ネットワークを利用した犯罪をいう。

3 刑事部関係

【刑法犯認知・検挙状況の推移】

区分	年別										増減	
	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	件・人	率(%)
認知件数(件)	7,481	7,494	7,585	6,202	5,393	4,722	4,508	3,595	3,409	3,842	433	12.7
検挙件数(件)	2,812	3,065	3,164	2,684	2,409	2,146	2,246	2,493	2,421	2,241	-180	-7.4
検挙人員(人)	1,585	1,656	1,760	1,687	1,472	1,380	1,428	1,247	1,397	1,282	-115	-8.2
うち少年(人)	332	274	242	257	140	126	106	102	109	96	-13	-11.9
検挙率(%)	37.6	40.9	41.7	43.3	44.7	45.4	49.8	69.3	71.0	58.3	-12.7	ポイント

【重要犯罪検挙状況の推移】

区分		年別									
		平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
殺 人	検挙率(%)	100.0	100.0	100.0	80.0	110.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	検挙件数(件)	11	6	10	4	11	8	2	7	4	6
	検挙人員(人)	10	5	13	2	7	9	5	4	4	5
強 盗	検挙率(%)	90.0	66.7	100.0	88.9	40.0	125.0	100.0	75.0	100.0	80.0
	検挙件数(件)	9	6	8	8	2	10	3	3	3	4
	検挙人員(人)	9	6	7	6	7	8	3	7	6	3
放 火	検挙率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	75.0	133.3	100.0	100.0	100.0	100.0
	検挙件数(件)	11	3	11	3	3	4	5	10	3	1
	検挙人員(人)	10	5	8	2	4	3	3	7	3	1
強 制 性 交 等	検挙率(%)	133.3	90.9	116.7	80.0	60.0	112.5	75.0	100.0	120.0	57.1
	検挙件数(件)	4	10	7	4	3	9	6	10	6	4
	検挙人員(人)	5	7	5	6	2	9	6	5	10	3
略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買	検挙率(%)	100.0	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	50.0
	検挙件数(件)	1	-	-	4	3	4	3	1	2	1
	検挙人員(人)	1	-	-	2	2	4	3	1	2	-
強 制 性 交 等 わ い せ つ	検挙率(%)	70.9	90.5	69.1	105.9	58.7	72.2	77.1	106.7	92.6	95.8
	検挙件数(件)	39	57	38	36	27	26	27	32	25	23
	検挙人員(人)	16	12	11	24	16	17	19	23	24	21
合 計	検挙率(%)	82.4	89.1	82.2	98.3	67.1	91.0	82.1	101.6	97.7	86.7
	検挙件数(件)	75	82	74	59	49	61	46	63	43	39
	検挙人員(人)	51	35	44	42	38	50	39	47	49	33
全 国	検挙率(%)	63.4	68.2	72.3	76.6	80.3	84.5	85.9	93.7	93.4	87.6

【重要窃盗犯検挙状況の推移】

区分		年別									
		平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
侵入盗	検挙率(%)	49.1	59.8	61.1	71.6	68.8	64.9	70.3	120.7	86.8	76.0
	検挙件数(件)	430	568	570	491	416	323	430	513	321	314
	検挙人員(人)	93	122	110	112	94	76	94	81	93	87
自動車盗	検挙率(%)	30.0	25.0	30.0	39.1	44.0	70.8	43.8	107.1	111.8	43.8
	検挙件数(件)	12	16	18	18	11	17	7	15	19	7
	検挙人員(人)	6	5	7	12	8	6	7	5	7	1
ひったくり	検挙率(%)	69.2	28.6	66.7	71.4	110.0	60.0	75.0	-	-	50.0
	検挙件数(件)	9	2	4	5	11	3	3	-	-	1
	検挙人員(人)	3	2	4	4	3	3	2	-	-	-
すり	検挙率(%)	53.8	50.0	48.0	56.3	67.9	46.2	50.0	76.9	66.7	100.0
	検挙件数(件)	7	15	12	18	19	12	15	10	8	8
	検挙人員(人)	5	5	11	15	12	7	8	9	6	8
合計	検挙率(%)	48.7	57.2	59.0	69.0	68.4	64.2	68.7	119.0	87.2	75.2
	検挙件数(件)	458	601	604	532	457	355	455	538	348	330
	検挙人員(人)	107	134	132	143	117	92	111	95	106	96
全国	検挙率(%)	47.5	51.5	52.6	54.6	55.3	60.0	61.3	70.2	73.0	58.2

【住宅対象侵入窃盗犯検挙状況の推移】

区分		年別									
		平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
空き巣	検挙率(%)	59.7	71.1	78.6	64.0	44.3	58.8	52.1	70.1	48.1	113.0
	検挙件数(件)	187	236	232	130	85	90	76	96	38	104
	検挙人員(人)	28	33	24	28	19	21	26	22	22	16
忍込み	検挙率(%)	12.8	26.8	35.4	98.9	107.1	20.0	69.0	267.1	115.4	70.0
	検挙件数(件)	20	34	62	182	165	17	118	195	90	14
	検挙人員(人)	6	6	4	6	7	8	6	13	10	4
居空き	検挙率(%)	21.1	52.9	57.1	100.0	58.8	35.7	43.5	171.4	75.0	200.0
	検挙件数(件)	4	9	8	12	10	5	10	12	6	4
	検挙人員(人)	2	2	2	4	5	2	2	3	3	1

【死体取扱数及び検視官臨場率の推移】

区分	年別										前年比
	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	
県下の死体取扱数	1,304	1,253	1,280	1,235	1,306	1,331	1,293	1,238	1,338	1,461	123
検視官死体取扱数	1,116	1,123	1,222	1,202	1,273	1,268	1,248	1,175	1,289	1,425	136
臨場率(%)	85.6	89.6	95.5	97.3	97.5	95.3	96.5	94.9	96.3	97.5	1.2

【特殊詐欺認知件数及び被害額の推移】

年別 区分	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	増減	
											件・額	率(%)
認知件数(件)	75	95	150	142	105	61	46	70	30	82	52	173.3
被害額(万円)	31,759	39,332	49,218	37,756	17,788	16,812	6,035	30,862	2,849	26,484	23,635	829.3

【特殊詐欺実行犯・検挙状況の推移】

年別 区分		平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	増減	
												件・人	率(%)
特殊詐欺	件数	25	24	40	52	47	45	31	68	18	48	30	167%
	人員	9	4	29	32	28	32	17	23	15	16	1	7%

【助長犯罪の種別検挙状況の推移】

種別	平25		平26		平27		平28		平29		平30		令元		令2		令3		令4		
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	
助長 犯 罪	盗品等譲受	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	口座詐欺	21	15	24	12	25	13	7	8	9	9	14	8	13	8	7	5	5	3	8	6
	犯取法(金融機関本人確認法)	19	16	18	12	11	6	19	14	37	33	24	15	34	21	21	15	18	14	20	11
	携帯電話端末詐欺	7	3	10	5	4	1	0	0	2	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	携帯電話不正利用防止法	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	47	34	53	30	41	21	27	22	48	45	39	24	49	30	28	20	23	17	28	17	

【暴力団構成員等の罪種別検挙状況の推移】

罪種別		年別										増減 件・人
		平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	
総数	件数(件)	135	144	120	171	172	124	152	179	131	195	64
	人員(人)	91	105	106	126	133	109	114	102	92	97	5
暴行	件数(件)	5	14	4	10	12	9	6	7	9	9	0
	人員(人)	4	13	4	8	9	8	4	6	7	8	1
傷害	件数(件)	4	6	6	10	8	2	12	10	8	10	2
	人員(人)	6	5	6	10	7	3	13	12	9	12	3
恐喝	件数(件)	3	3	5	3	6	3	2	0	1	3	2
	人員(人)	3	6	4	7	4	4	1	0	1	2	1
賭博	件数(件)	2	0	0	0	4	0	0	0	2	0	-2
	人員(人)	9	0	0	0	13	4	0	0	2	0	-2
窃盗	件数(件)	44	14	15	32	37	15	56	54	47	95	48
	人員(人)	8	7	8	12	14	6	18	7	12	18	6
その他 刑法犯	件数(件)	27	30	45	24	28	36	22	26	28	19	-9
	人員(人)	31	23	48	33	28	37	34	25	32	15	-17
覚醒剤	件数(件)	35	54	32	69	41	41	32	32	15	34	19
	人員(人)	21	35	26	39	29	29	25	26	11	22	11
銃刀法	件数(件)	2	0	2	0	3	1	1	1	3	1	-2
	人員(人)	1	0	1	0	2	1	0	1	3	1	-2
その他 特別法犯	件数(件)	13	23	11	23	33	17	21	49	18	24	6
	人員(人)	8	16	9	17	27	17	19	25	15	19	4

【違法薬物の検挙状況の推移】

罪種別		年別										増減 件・人
		平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	
総数	件数(件)	107	111	119	153	104	104	104	141	105	112	7
	人員(人)	71	81	81	91	70	75	83	102	87	77	-10
覚醒剤	件数(件)	92	95	88	114	83	68	61	78	44	69	25
	人員(人)	63	68	65	72	59	49	47	53	30	42	12
大麻	件数(件)	12	7	11	26	12	31	38	58	58	39	-19
	人員(人)	7	6	6	16	8	23	30	45	55	33	-22
麻薬等	件数(件)	3	4	10	9	6	5	4	5	1	3	2
	人員(人)	1	3	6	3	3	3	6	4	1	1	0
指定薬物	件数(件)		5	10	4	3	0	1	0	2	1	-1
	人員(人)		4	4	0	0	0	0	0	1	1	0

【拳銃押収丁数の推移】

年 別	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令 2	令 3	令 4	増減
拳銃押収(丁)	0	1	5	3	9	9	13	4	8	8	0

【来日外国人検挙状況の推移】

罪種別		年別										増減 件・人
		平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令 2	令 3	令 4	
総 数	件数(件)	62	76	135	68	48	62	76	110	148	62	-86
	人員(人)	27	39	39	28	21	40	43	52	38	38	0
刑法犯	件数(件)	42	55	121	56	41	51	62	87	116	44	-72
	人員(人)	15	26	21	20	14	30	33	42	27	25	-2
特別法犯	件数(件)	20	21	14	12	7	11	14	23	32	18	-14
	人員(人)	12	13	18	8	7	10	10	10	11	13	2

【現場指掌紋採取の推移】

区分	年別										増 減	
	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令 2	令 3	令 4	件数	率(%)
採取件数	2,958	2,839	3,042	2,816	2,660	2,609	2,592	2,225	2,213	2,146	-67	-3%
確認件数	320	333	355	321	280	251	285	229	246	215	-31	-13%

4 交通部関係

【交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移】

区分		年別										増減		
		昭47	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	件・人	率(%)
発生件数(件)		8,532	4,639	4,074	3,791	3,541	3,198	2,642	2,408	2,025	1,946	1,987	41	2.1%
死者数(人)		183	61	55	46	48	34	28	31	40	26	22	-4	-15.4%
負傷者数(人)		11,725	5,538	4,846	4,492	4,150	3,731	3,085	2,823	2,325	2,225	2,248	23	1.0%
内数	重傷者数(人)	-----	413	405	337	383	336	281	286	258	208	243	35	16.8%

【自転車交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移】

区分		年別										増減	
		平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	件・人	率(%)
発生件数(件)		576	562	473	475	396	328	313	298	275	280	5	1.8%
死者数(人)		8	8	6	9	3	3	5	3	3	4	1	33.3%
負傷者数(人)		568	558	466	464	388	324	306	293	261	274	13	5.0%
内数	重傷者数(人)	98	96	88	97	64	72	53	58	46	51	5	10.9%

【飲酒運転による交通事故の推移】

※ 第1当事者又は第2当事者が飲酒（酒気帯び以上）運転の件数（速報値）

種別		年別										増減	
		平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	件・人	率(%)
発生件数(件)		29	34	26	24	24	33	27	20	14	17	+3	21.4
死者数(人)		0	1	1	2	2	1	1	4	0	0	0	0.0
負傷者数(人)		37	44	35	29	31	39	34	22	22	22	0	0.0

【無免許運転による交通事故の推移】

※ 第1当事者又は第2当事者が無免許運転の件数（速報値）

種別		年別										増減	
		平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	件・人	率(%)
発生件数(件)		16	12	12	16	13	6	11	13	4	4	0	0.0
死者数(人)		1	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	-
負傷者数(人)		19	14	17	21	17	8	12	16	4	4	0	0.0

【交通指導取締り件数の推移】

違反種別	年 別										増 減	
	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	件数	率(%)
飲 酒	182	208	226	232	239	226	242	201	283	340	57	20.1
無 免 許	182	197	173	158	197	186	164	187	136	177	41	30.1
速 度 超 過	20,280	20,198	19,368	20,033	21,186	21,065	22,497	24,948	22,248	19,723	-2,525	-11.3
信 号 無 視	3,777	4,944	5,031	5,465	4,960	3,856	4,459	6,038	3,868	3,988	120	3.1
一 時 不 停 止	9,425	7,904	10,026	10,467	11,017	10,919	11,428	15,878	16,142	13,149	-2,993	-18.5
横断歩行者妨害	276	396	417	253	299	687	1934	3,066	5,042	5,251	209	4.1
そ の 他	60,109	57,726	52,068	51,543	50,619	50,794	39,506	27,803	23,821	22,088	-1,733	-7.3
合 計	94,231	91,573	87,309	88,151	88,517	87,733	80,230	78,121	71,540	64,716	-6,824	-9.5

【ひき逃げ事件の発生・検挙状況の推移】

罪 名	年 別	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	増 減	
												件数	率(%)
死 亡	発 生	1	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	-
	検 挙	1	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	-
重 傷	発 生	7	3	5	3	6	4	7	2	3	5	2	66.7
	検 挙	6	1	4	2	5	4	5	2	2	4	2	100.0
軽 傷	発 生	27	19	31	31	22	20	24	20	17	16	-1	-5.9
	検 挙	24	18	22	20	14	13	17	12	18	14	-4	-22.2
合 計	発 生	35	23	36	34	28	24	32	24	20	21	1	5.0
	検 挙	31	20	26	22	19	17	23	16	20	18	-2	-10.0